

3 1 社会福祉法人等の指導援助

〔現況及び施策の方向〕

社会福祉法人に対してその適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保及び社会福祉施設（事業）の適正な運営の確保を図るため、運営指導及び指導監査の充実を図る。

社会福祉法人が社会福祉施設を整備する場合に、法人の健全な運営を図るため、利子償還に要する経費を助成する。

〔事業の内容〕

1 社会福祉法人等の運営指導（予算額 15,520 千円）

法人等指導監査強化事業

社会福祉法人は、地域における社会福祉事業の主たる担い手として高い公共性を有する団体であることから、その事業が確実、効率的かつ適正に実施されるよう、経営基盤の強化及び提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、運営指導及び指導監査の充実・強化を図る。

なお、会計経理及び労務管理に係る監査について、専門的知識を持つ公認会計士及び社会保険労務士を非常勤特別職に任命し、実地にて指導監査を実施することにより、指導水準の向上を図る。

第1表 指導監査（実地）の実施状況

（単位 所，％）

区 分	社会福祉法人			社会福祉施設		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
令和3年度	62	1	1.6	308	307	99.7
令和2年度	60	0	—	310	42	13.5
令和元年度	60	19	31.7	302	119	39.4

2 民間社会福祉施設の整備（予算額 49 千円）

独立行政法人福祉医療機構資金借入償還利子の助成

社会福祉法人が、社会福祉施設を整備するための事業資金として、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に係る償還利子の4分の3以内の額（ただし、平成11年度以降実施事業については、借入利率1.15%を超える部分に相当する額以内の額）を助成し、法人の健全な施設経営を図る。（昭和36年度創設）

第2表 利子補助の状況

（単位 法人，千円）

区 分	補助対象法人数	借入金総額	償還利子額	補助額
令和4年度（予定）	4	258,900	406	49
令和3年度	9	603,800	881	137
令和2年度	14	990,500	1,766	270

（新規採択は平成15年度事業実施分で終了）

〔負担割合 県3/4〕

3 民間社会福祉施設運営基盤の充実（予算額 651,379 千円）

民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業の助成

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施している退職手当共済事業について必要経費の3分の1を助成する。（昭和36年度創設）

第3表 独立行政法人福祉医療機構に対する補助の状況

(単位 所, 人, 円, 千円)

区 分	加入施設数	加入職員数	1人当たりの補助単価	補 助 額
令和3年度	1,470	12,779	43,750	559,082
令和2年度	1,461	13,058	43,320	565,673
令和元年度	1,485	13,853	42,690	591,385

(注) 広島市, 呉市及び福山市を含む。

[負担割合 国 1/3, 県 1/3, 共済契約者 1/3]

4 高齢者福祉保健施設の整備 (予算額 3,858,254千円)

(1) 広域型介護保険施設等の整備

高齢者の個性やプライバシーを重視した「個人の自立を尊重したケア」を目指し、「第7期ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者福祉保健施設の個室・ユニット化を進めるなど、生活環境の向上を推進する。

(2) 地域密着型介護保険施設等の整備 (予算額 3,212,914千円)

法人等が設置する小規模介護施設等の整備等に要する経費等を補助することにより、介護施設等の整備促進を図るとともに、介護施設入所者の安全・安心を確保する。(平成27年度創設)

事業名	事業内容																		
地域密着型サービス等整備助成事業	<p>① 小規模介護施設等の整備に対する補助 (県 10/10) 新たな小規模介護施設等を設置する経費に対して、施設種別の配分基礎単価に応じ補助する。補助形態 (県⇒市町⇒法人等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 施 設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム, 併設ショートステイ</td> <td>4,480千円×整備床数</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>33,600千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>33,600千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>5,940千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>33,600千円/一施設</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 施 設	配分基礎単価	地域密着型特別養護老人ホーム, 併設ショートステイ	4,480千円×整備床数	小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円/一施設	認知症高齢者グループホーム	33,600千円/一施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円/一施設	看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円/一施設						
対 象 施 設	配分基礎単価																		
地域密着型特別養護老人ホーム, 併設ショートステイ	4,480千円×整備床数																		
小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円/一施設																		
認知症高齢者グループホーム	33,600千円/一施設																		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円/一施設																		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円/一施設																		
介護施設等の整備 (創設) にあわせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備支援事業	<p>② 広域型施設の大規模修繕・耐震化整備に対する補助 (県 10/10) 介護計画で定める施設を創設する条件の下を行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業経費に対して、配分基礎単価に応じ補助する。補助形態 (県⇒市町⇒法人等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 施 設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域型特別養護老人ホーム, 併設ショートステイ, 広域型老人保健施設, ケアハウス (定員30人以上) 等</td> <td>1,128千円×定員数</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 施 設	配分基礎単価	広域型特別養護老人ホーム, 併設ショートステイ, 広域型老人保健施設, ケアハウス (定員30人以上) 等	1,128千円×定員数														
対 象 施 設	配分基礎単価																		
広域型特別養護老人ホーム, 併設ショートステイ, 広域型老人保健施設, ケアハウス (定員30人以上) 等	1,128千円×定員数																		
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	<p>③ 介護施設等の開設準備経費に対する補助 (県 10/10) 新たな介護施設等を設置する場合等に、円滑な開設を図るため、開設準備に要する経費を、次の配分基礎単価により補助する。補助形態 (県⇒市町⇒法人等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 施 設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム, 併設ショートステイ</td> <td>839千円×定員数</td> </tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム, 併設ショートステイ</td> <td>839千円×定員数</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>839千円×宿泊定員数</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>839千円×宿泊定員数</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>839千円×定員数</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>14,000千円/一施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換の際の開設準備経費に対する補助 (県 10/10) 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換の際に必要な開設準備経費を、次の配分基礎単価により補助する。補助形態 (県⇒市町⇒法人等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 施 設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人保健施設等</td> <td>219千円×転換前床数</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 施 設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム, 併設ショートステイ	839千円×定員数	地域密着型特別養護老人ホーム, 併設ショートステイ	839千円×定員数	小規模多機能型居宅介護事業所	839千円×宿泊定員数	看護小規模多機能型居宅介護事業所	839千円×宿泊定員数	認知症高齢者グループホーム	839千円×定員数	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000千円/一施設	対 象 施 設	配分基礎単価	介護老人保健施設等	219千円×転換前床数
対 象 施 設	配分基礎単価																		
特別養護老人ホーム, 併設ショートステイ	839千円×定員数																		
地域密着型特別養護老人ホーム, 併設ショートステイ	839千円×定員数																		
小規模多機能型居宅介護事業所	839千円×宿泊定員数																		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	839千円×宿泊定員数																		
認知症高齢者グループホーム	839千円×定員数																		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000千円/一施設																		
対 象 施 設	配分基礎単価																		
介護老人保健施設等	219千円×転換前床数																		

事業名	事業内容				
大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業	<p>⑤ 既存の介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入事業に対する補助（県10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム，介護老人保健施設，認知症高齢者グループホーム等</td> <td>420千円×定員数</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム，介護老人保健施設，認知症高齢者グループホーム等	420千円×定員数
対象施設	配分基礎単価				
特別養護老人ホーム，介護老人保健施設，認知症高齢者グループホーム等	420千円×定員数				
介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業	<p>⑥ 介護予防・健康づくり・防災に対する意識共有を図るために必要な備品購入費，出前授業の講師謝金等に対する補助（県10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防拠点</td> <td>100千円×施設数</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	介護予防拠点	100千円×施設数
対象施設	配分基礎単価				
介護予防拠点	100千円×施設数				
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業	<p>⑧ 既存の特別養護老人ホーム・老人保健施設等の従来型多床室をユニット化に改修する事業に対する補助（県10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>2,380千円×整備床数</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム	2,380千円×整備床数
対象施設	配分基礎単価				
特別養護老人ホーム	2,380千円×整備床数				
介護療養型医療施設等の転換整備支援事業	<p>⑩ 介護療養型医療施設等から転換して介護老人保健施設等を整備する事業に対する補助（県10/10） 既存の介護療養型医療施設等を改修して介護老人保健施設等に転換する場合に，次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人保健施設等</td> <td>【改修】1,115千円×転換前床数</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	介護老人保健施設等	【改修】1,115千円×転換前床数
対象施設	配分基礎単価				
介護老人保健施設等	【改修】1,115千円×転換前床数				
介護施設等における看取り環境整備事業	<p>⑪ 介護施設等における看取り環境を整備する事業に対する補助 介護施設等における看取り対応のため，看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設改修に対する補助（県10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム，介護老人保健施設等</td> <td>3,500千円/一施設</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム，介護老人保健施設等	3,500千円/一施設
対象施設	配分基礎単価				
特別養護老人ホーム，介護老人保健施設等	3,500千円/一施設				
簡易陰圧装置設置経費支援事業	<p>⑬ 介護施設等における簡易陰圧装置設置経費に対する補助 新型コロナウイルス感染拡大防止のため，陰圧装置設置に係る経費に対する補助（県10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険施設，養護老人ホーム等</td> <td>4,320千円/台（定員数を上限）</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	介護保険施設，養護老人ホーム等	4,320千円/台（定員数を上限）
対象施設	配分基礎単価				
介護保険施設，養護老人ホーム等	4,320千円/台（定員数を上限）				
ゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	<p>⑭ ゾーニング環境等の整備経費に対する補助 介護施設等における感染防止のためのゾーニング環境等の整備経費に対する補助（県10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域型特別養護老人ホーム，併設ショートステイ等</td> <td>ユニット型施設での玄関室設置 1,000千円/1か所 従来型個室・多床室のゾーニング 6,000千円/1か所 家族面会室 3,500千円/1施設・事業所</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	広域型特別養護老人ホーム，併設ショートステイ等	ユニット型施設での玄関室設置 1,000千円/1か所 従来型個室・多床室のゾーニング 6,000千円/1か所 家族面会室 3,500千円/1施設・事業所
対象施設	配分基礎単価				
広域型特別養護老人ホーム，併設ショートステイ等	ユニット型施設での玄関室設置 1,000千円/1か所 従来型個室・多床室のゾーニング 6,000千円/1か所 家族面会室 3,500千円/1施設・事業所				

事業名	事業内容				
多床室の個室化に要する経費支援事業	<p>⑮多床室の個室化に要する経費支援事業 介護施設等における感染防止のための多床室の個室化に要する経費に対する補助(県10/10) 次の配分基礎単価により補助する。補助形態(県⇒市町⇒法人等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期入所生活介護事業所等</td> <td>978千円/定員数</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	短期入所生活介護事業所等	978千円/定員数
対象施設	配分基礎単価				
短期入所生活介護事業所等	978千円/定員数				
介護職員の宿舍施設整備事業	<p>⑯ 介護職員の宿舍施設を整備する事業に対する補助 介護施設等の事業者が当該施設に勤務する職員のために宿舍を整備する経費に対する補助(県10/10) 次の配分基礎単価により補助する。補助形態(県⇒市町⇒法人等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護医療院, 小規模多機能型居宅介護事業所等</td> <td>整備費用の3分の1(介護職員1定員当たりの延べ床面積33㎡を上限とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	介護医療院, 小規模多機能型居宅介護事業所等	整備費用の3分の1(介護職員1定員当たりの延べ床面積33㎡を上限とする。)
対象施設	配分基礎単価				
介護医療院, 小規模多機能型居宅介護事業所等	整備費用の3分の1(介護職員1定員当たりの延べ床面積33㎡を上限とする。)				

(3) 軽費老人ホームの運営(予算額 645,340千円)

60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下や高齢のため独立して生活するには不安がある人などを対象とした入所施設である軽費老人ホームについて、その運営費を助成する。

第4表 軽費老人ホーム運営費補助金の状況

(単位 人, 円)

施設種別	令和3年度		令和4年度	
	定員	決算額	定員	予算額
軽費老人ホーム	1,086	645,702,000	1,084	645,340,000

(注) 広島市, 呉市及び福山市を除く。

第5表 高齢者福祉保健施設整備目標数

(単位 人)

区分	令和2年度末整備数	令和3-5年度整備予定数	療養病床からの転換を除く整備予定数	令和3年度	令和4年度末
				整備数	整備目標数
養護老人ホーム	1,808	0	0	▲5	1,808
特別養護老人ホーム	13,643	608	608	125	13,909
軽費老人ホーム	2,343	▲2	▲2	▲2	2,341
介護老人保健施設	8,815	▲223	▲223	▲163	8,592
介護医療院	1,677	1,051	80	319	2,218
合計	28,286	1,434	463	274	28,868

(注) 広島市, 呉市及び福山市分を含む。

5 高齢者虐待予防対策の推進

平成18年4月に高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されたことに伴い, 法の趣旨等を県民, 事業者, 関係団体, 市町等に対し, 普及啓発を図る。

また, 虐待防止施策に反映させるため, 県内の高齢者虐待の状況を把握するとともに, 集計結果を公表する。

県内23市町が「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置して虐待防止対策に組織的に取り組んでおり, 引き続き, 市町及び関係団体とも連携し, 高齢者虐待の防止, 養護者の支援に努める。

6 介護サービスの質の確保・向上（予算額 44,790 千円）

(1) 介護保険サービス適正利用推進事業（予算額 3,101 千円）

介護保険サービスに係る相談や苦情に対する市町の体制強化を図るため、市町の苦情処理担当者の研修等を実施して、介護サービスの適正利用を推進し、適切な介護サービスを確保する。（平成 23 年度創設）

(2) 事業者の指定・指導（予算額 22,816 千円）

介護サービス、介護予防サービスを提供する事業者（施設）の指定・開設許可を行うとともに、指導監査を実施する。（平成 12 年度創設）

第6表 指定事業者数

サービス区分	指定件数
居宅サービス事業所	3,175
介護予防サービス事業所	1,759
介護保険施設	350
計	5,284

- (注) 1 保険医療機関や保険薬局のみなし指定事業所については、「(介護予防)通所リハビリテーション」、「(介護予防)短期入所療養介護」以外は計上していない。
 (注) 2 令和 4 年 4 月 1 日現在の数値による。
 (注) 3 指定権限が移譲されている広島市、福山市、呉市、三次市に所在する事業所も含む。
 (注) 4 居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス及び総合事業のサービスを除く。

(3) 介護サービス事業管理システム運営（予算額 14,326 千円）

介護保険事業者情報管理システム等を運営し、指定・指導等の事業者情報を一元的に管理するとともに、市町との情報ネットワークによる共有化により介護保険事業者の適正かつ効果的な指定・指導事務の体制を確保する。（平成 19 年度新規改編）

項目	内容
介護保険事業者の情報管理	・開設者情報・事業所情報・報酬情報（加算情報）等の入力・管理，新規指定事業者の事業所番号付番 ・指導・監査情報等の管理
関係システムへの情報連携	次の関係システムへ情報を提供 ・国民健康保険団体連合会システム ・介護支援専門員管理システム
市町オンラインネットワーク化事業	・県と市町を情報ネットワークで結び事業者情報を共有化

(4) 介護サービス情報公表制度事業（予算額 4,547 千円）

介護保険法に基づく制度の円滑な運営，介護サービス情報の利用促進及び介護サービスの質の向上を図るため，介護サービス事業者の介護サービス情報をインターネットで公表する。

また，必要に応じて，介護保険事業者に対して，公表に係る調査を実施する。（平成 18 年度創設）